

意見書

一若狭原発の津波想定について

平成 24 年 4 月 4 日

大津地方裁判所民事部 御中

(住所) 京都府宇治市木幡北番 15-8

京都大学名誉教授

志 岐 孝 正



波」と呼んでもいいかもしれませんが、東北・関東沖で起こった地震による津波とも、日本海側で起こった奥尻島の津波とも、全く違った動きです。要するに、波は沖合からやってくるのではないのです。

この水の動きは、陸と海の地形が複雑であることもあって、かなり複雑です。どの地盤プロックがどう動くかによって、非常に違うからです。まず、あらゆる場合を想定してシミュレーションと模型実験がなされなければなりません。水の速する高さや勢いが、従来の想定津波をはるかに超える恐れも大です。

もう一つの問題は、水の動きが超えるのが地震と同時に起こることです。他の地域では、地震がきてから警報を出すことができますのですが、若狭海岸の直下型地震、津波の場合にはそれができません。原発避難での対応もほとんど不可能と考えねばなりません。

5 若狭海岸の原発の再稼働に関しては、これらの問題が、ストレステストで徹底的に検証されなければなりません。そのことを、関係省庁、その他すべての関係者にお伝えし、善処を要請するものです。本来、私自身も、もっと早く気付くべきでした。

6 貴裁判所におかれましては、是非、この点を十分考慮した上で、仮処分事件の決定をしていただきたいと思います。

以上

1 私は、長年、地質学を研究してきたものであり、津波及び地震性堆積物の層序の研究にも従事してきました。

2 新聞報道によれば、野田佳彦首相は、経済産業省原子力安全・保安院と内閣府原子力安全委員会によって電力事業者がしたストレステストの評価が確認されることを待って、大阪原発3号機、4号機を再稼働させる政治判断を下す考えとのことであります。ところで、最近、私は、若狭海岸で起こり得る津波の想定について、これまで見落とされてきた重大な問題があることに気付きました。貴裁判所が、仮処分の決定をされるに当たって、重要な問題であると恩料し、本意見書を作成する次第です。

3 若狭湾一帯が活断層の果であることは、昔から専門家の間では常識であり、近年には、一般にもかなり知られてきたところではあります。それに伴い、原発が津波に襲われる恐れも、多くの人によって指摘され、特に、東日本大震災が発生して以降は、各原発企業においても、防衛対策を講じつつあります。ところが、その際に想定されている津波が、実は、実際に起こり得るものとは非常に異なることが忘れられているのです。専門家も、つい「津波」という名前前に引きずられているのだと思われれます。

4 若狭湾で起こる地震は、いわゆる内陸直下型地震です。その際には、断層に眠られたプロックをなす地盤が、瞬間的に沈みか上がるかします。つまり、原発が立地している地盤が、そのすぐ側の海の地盤が動き、それによって、海水が動かされ、その後、一定時間、激しく運動を続けます。この動きを「津

甲第 29 号証

甲第 全 28 号証